

休日の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 休日の変更

施設名	改正前	改正後
一関市総合体育館	毎週月曜日	毎週火曜日

3 使用料等の見直し（一関市総合体育館）

貸室名等	単位	改正前	改正後
メインアリーナ専用（一般）	1時間	2,400円	3,000円
メインアリーナ専用（高校生以下）	1時間	1,200円	1,500円
メインアリーナ個人（一般）	1人1回	200円	200円
メインアリーナ個人（高校生以下）	1人1回	100円	100円
サブアリーナ専用（一般）	1時間	800円	1,000円
サブアリーナ専用（高校生以下）	1時間	400円	500円
サブアリーナ個人（一般）	1人1回	200円	200円
サブアリーナ個人（高校生以下）	1人1回	100円	100円
トレーニング室（個人・一般）	1回	300円	300円
トレーニング室（個人・高校生）	1回	100円	100円
トレーニング室（個人回数利用・一般）	6回	1,500円	1,500円
トレーニング室（個人回数利用・高校生）	6回	500円	500円
会議室1	1時間	200円	300円
会議室2	1時間	200円	200円
会議室3	1時間	200円	300円
大会本部室	1時間	200円	300円
選手控室1	1時間	200円	200円
選手控室2	1時間	200円	200円
選手控室3	1時間	200円	200円
控室1	1時間	200円	100円
控室2	1時間	200円	100円

※次頁へ続く

一関市総合体育館

貸室名等	単位	改正前	改正後
舞台照明設備	1 時間	1,600 円	廃止
舞台照明設備	1 回	—	<u>1,600 円 (新設)</u>
メインアリーナ放送設備	1 日	1,000 円	1,000 円
移動式放送設備	1 日	100 円	100 円
電光得点表示板	1 日 1 組	300 円	300 円
メインアリーナ冷房設備	1 時間	2,500 円	<u>3,000 円</u>
メインアリーナ暖房設備	1 時間	3,500 円	<u>3,000 円</u>
サブアリーナ冷房設備	1 時間	500 円	<u>1,000 円</u>
サブアリーナ暖房設備	1 時間	800 円	<u>1,000 円</u>
会議室 1 冷暖房設備	1 時間	—	<u>60 円 (新設)</u>
会議室 2 冷暖房設備	1 時間	—	<u>40 円 (新設)</u>
会議室 3 冷暖房設備	1 時間	—	<u>60 円 (新設)</u>
大会本部室冷暖房設備	1 時間	—	<u>60 円 (新設)</u>
選手控室 1 冷暖房設備	1 時間	—	<u>40 円 (新設)</u>
選手控室 2 冷暖房設備	1 時間	—	<u>40 円 (新設)</u>
選手控室 3 冷暖房設備	1 時間	—	<u>40 円 (新設)</u>
控室 1 冷暖房設備	1 時間	—	<u>20 円 (新設)</u>
控室 2 冷暖房設備	1 時間	—	<u>20 円 (新設)</u>
持込電気器具 (1kWh まで)	1 回	50 円	廃止
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント 1 か所につき 1 時間 (1,500W まで)	—	<u>50 円 (新設)</u>

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し

(1) 一関運動公園野球場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド（一般）	1時間	1,200円	1,200円
グラウンド（高校生以下）	1時間	600円	600円
ミーティングルーム	1日	500円	廃止
ミーティングルーム	1時間	—	200円（新設）
本部室（単独利用の場合）	1時間	100円	500円
ミーティングルーム暖房設備	1時間	—	40円（新設）
本部室暖房設備（単独利用の場合）	1時間	—	100円（新設）
夜間照明設備	1時間	3,000円	3,500円
放送設備	1試合	500円	500円
スコアボード	1試合	500円	500円

(2) 一関運動公園ソフトボール場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド（一般）	1時間	500円	500円
グラウンド（高校生以下）	1時間	250円	250円
放送設備	1回	—	200円（新設）

(3) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき1時間 (1,500Wまで)	—	50円（新設）

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
一関運動公園テニスコート	午前5時から午後10時まで	<u>午前6時から午後10時まで</u>
一関運動公園多目的広場	午前5時から日没まで	<u>午前6時から日没まで</u>

3 使用料等の見直し

(1) 一関運動公園テニスコート

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート（一般）	1面1時間	200円	200円
コート（高校生以下）	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	<u>250円</u>
放送設備	1回	—	<u>200円（新設）</u>

(2) 一関運動公園多目的広場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド（一般）	1時間	200円	200円
グラウンド（高校生以下）	1時間	100円	100円

(3) 共通（持込電気器具）

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し（一関運動公園陸上競技場）

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド専用（一般）	1時間	2,400円	2,400円
グラウンド個人（一般）	1人1回	200円	200円
グラウンド専用（高校生以下）	1時間	1,200円	1,200円
グラウンド個人（高校生以下）	1人1回	100円	100円
グラウンド個人年間利用（一般）	1年	4,000円	4,000円
グラウンド個人年間利用（高校生以下）	1年	2,000円	2,000円
グラウンド団体15人以上（一般）	1回	2,000円	廃止
グラウンド団体15人以上（一般）	1人	—	140円（新設）
グラウンド団体15人以上（高校生以下）	1回	1,000円	廃止
グラウンド団体15人以上（高校生以下）	1人	—	70円（新設）
会議室	1日	1,000円	廃止
会議室	1時間	—	300円（新設）
会議室暖房設備	1時間	—	60円（新設）
放送設備	1日	1,000円	1,000円
全自動電気時計装置	1日	2,000円	2,000円
備品	1式	30～1,000円	30～1,000円
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	50円（新設）

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

- 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**
- 使用料等の見直し（東口体育館）

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	1時間	1,200円	<u>1,800円</u>
アリーナ専用（高校生以下）	1時間	600円	<u>900円</u>
アリーナ個人（一般）	1人1回	200円	200円
アリーナ個人（高校生以下）	1人1回	100円	100円
ミーティングルーム	1時間	200円	<u>300円</u>
アリーナ暖房設備	1時間	2,000円	2,000円
ミーティングルーム冷暖房設備	1時間	—	<u>60円（新設）</u>
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

- その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



- 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

一関市産業教養文化体育施設（アイドーム）

令和4年12月1日

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し（一関市産業教養文化体育施設）

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用（一般）	1時間	400円	<u>700円</u>
アリーナ専用（高校生以下）	1時間	200円	<u>350円</u>
アリーナ個人（一般）	1回	100円	<u>200円</u>
アリーナ個人（高校生以下）	1回	50円	<u>100円</u>
ミーティングルーム	1時間	200円	<u>100円</u>
トレーニングルーム	1時間	200円	200円
第1会議室	1時間	400円	400円
第2会議室	1時間	600円	<u>800円</u>
デジタイマー	1回	—	<u>200円（新設）</u>
暖房（アリーナ専用）	1時間	800円	800円
ミーティングルーム暖房	1時間	50円	<u>20円</u>
トレーニングルーム暖房	1時間	50円	<u>40円</u>
第1会議室冷暖房	1時間	100円	<u>80円</u>
第2会議室冷暖房	1時間	150円	<u>160円</u>
持込電気器具（500W以上、1kWhまで）	1回	50円	<u>廃止</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770

MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

- 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**
- 使用料等の見直し（一関武道館）

貸室名等	単位	改正前	改正後
柔道場専用（一般）	1時間	200円	<u>400円</u>
柔道場専用（高校生以下）	1時間	100円	<u>200円</u>
柔道場個人（一般）	1人1回	100円	100円
柔道場個人（高校生以下）	1人1回	50円	50円
剣道場専用（一般）	1時間	200円	<u>400円</u>
剣道場専用（高校生以下）	1時間	100円	<u>200円</u>
剣道場個人（一般）	1人1回	100円	100円
剣道場個人（高校生以下）	1人1回	50円	50円
2階武道場専用（一般）	1時間	200円	200円
2階武道場専用（高校生以下）	1時間	100円	100円
2階武道場個人（一般）	1人1回	100円	100円
2階武道場個人（高校生以下）	1人1回	50円	50円
弓道場専用（一般）	1時間	200円	200円
弓道場専用（高校生以下）	1時間	100円	100円
弓道場個人（一般）	1人1回	100円	100円
弓道場個人（高校生以下）	1人1回	50円	50円
会議室	1時間	200円	<u>800円</u>
会議室暖房設備	1時間	—	<u>160円（新設）</u>
放送設備	1日	1,000円	<u>廃止</u>
移動式放送設備	1回	—	<u>100円（新設）</u>
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	<u>変更</u>
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	<u>50円（新設）</u>

- その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 【総合トップ】 → 【市政情報】 → 【行政改革】 → 「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」

- 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp



使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し（東台野球場）

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド（一般）	1時間	1,000円	800円
グラウンド（高校生以下）	1時間	500円	400円
夜間照明設備	1時間	2,000円	2,500円
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	50円（新設）

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
一関サッカー・ラグビー場	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

3 使用料等の見直し（一関サッカー・ラグビー場）

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド専用（一般）	1時間	3,000円	2,000円
グラウンド専用（高校生以下）	1時間	1,500円	1,000円
夜間照明設備（全面点灯）	1時間	3,000円	2,000円
夜間照明設備（半面点灯）	1時間	1,500円	1,000円
放送設備	1日	500円	500円
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1500Wまで）	—	50円（新設）

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

利用期間・利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 利用期間の変更

施設名	改正前	改正後
萩荘サッカー場	1月4日から12月28日まで	3月16日から11月30日まで

3 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
萩荘サッカー場	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

4 使用料等の見直し（萩荘サッカー場）

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド（一般）	1時間	200円	200円
グラウンド（高校生以下）	1時間	100円	100円
夜間照明設備	1時間	1,000円	1,000円
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	50円（新設）

5 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☞ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 **令和5年4月1日（土）**

2 使用料等の見直し（一関水泳プール）

貸室名等	単位	改正前	改正後
プール（一般）	1人1回	200円	200円
プール（高校生以下）	1人1回	100円	100円
プール（就学前）	1人1回	50円	無料
プール（団体：一般 30人まで）	1回	1,500円	廃止
プール（団体：高校生以下 30人まで）	1回	750円	廃止
プール（団体：一般 15人以上 ）	1人1回	—	140円（新設）
プール（団体：高校生以下 15人以上 ）	1人1回	—	70円（新設）
会議室	1時間	200円	300円
会議室冷暖房設備	1時間	—	60円（新設）
持込電気器具（1kWhまで）	1回	50円	廃止
持込電気器具（500Wを超える場合）	コンセント1か所につき 1時間（1,500Wまで）	—	50円（新設）

3 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

☐ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります（令和5年4月1日実施）」



4 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課